

令和4年 8月 5日

報道関係者 各位  
PRESS RELEASE



## 条例に基づき和歌山県紀の川市長の資産等を公開します

市の条例により、市長が任期の開始の日において有する資産等  
についての「資産等報告書」を公開します。

(今回公開となるのは次の報告書です)

公開日 8月8日(月)

### 資産等報告書

任期の開始の日(令和4年2月27日)において有する資産等(土地、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、建物、預金、貯金、有価証券、自動車、船舶、航空機、美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金及び借入金)を記したものです。

「所得等報告書」「資産等補充報告書」につきましては、市長就任の日が令和4年2月27日につき、今回の報告はありません。また「関連会社等報告書」につきましては、令和4年7月4日から公開をしております。

報告書は市役所3階秘書広報課で閲覧していただけます。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 市長公室 秘書広報課(秘書班) 吉田・藤田

TEL: 0736-77-1770 FAX: 0736-77-7290 E-MAIL: k020200-001@city.kinokawa.lg.jp



## ●資産等報告書の概要

市長が、任期開始の日(1期目の任期開始の日=R4.2.27)において所有する資産を報告するものです。

項目はつぎのとおりです。

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権または土地の貸借権
- ③建物
- ④預貯金
- ⑤金銭信託
- ⑥有価証券
- ⑦自動車や船舶等
- ⑧ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑨貸付金
- ⑩借入金

### ①土地（2カ所）

所 在	面 積	固定資産税の 課 税 標 準 額
紀の川市 荒見字清水 46-3	331.48 m <sup>2</sup>	648,144 円
紀の川市 荒見字清水 54-3	48.00 m <sup>2</sup>	111,585 円

2カ所

### ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権

(所有していません)

### ③建物（1カ所）

所 在	床 面 積	固定資産税の 課 税 標 準 額
紀の川市 荒見字清水 46-3	239.63 m <sup>2</sup>	8,501,617 円

1カ所

### ④預貯金

預金 0 円  
貯金 0 円

### ⑤金銭信託

(所有していません)

### ⑥有価証券

(所有していません)

### ⑦自動車や船舶等

(所有していません)

### ⑧ゴルフ場の利用に関する権利

(所有していません)

### ⑨貸付金

(所有していません)

### ⑩借入金

(所有していません)

#### 【問い合わせ先】

紀の川市役所 市長公室秘書広報課（秘書班）担当：吉田、藤田

電話番号 0736-77-1770（直通）